

期間限定特別金利定期預金

ライフアップ

お取扱期間 2025年4月1日~6月30日

1年もの・3年もの

店頭表示金利

プラス **0.10%**
金利上乘せ

募集総額：50億円

お預入れ：10万円以上990万円以下
金額 ※10万円単位

販売対象：個人の方（個人事業主含む）
新たな資金での預入に限ります。（注）

お預入れ：1年・3年
期間

利子課税：利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
マル優の取扱もできます。

中途解約：原則として中途解約はできません。やむを得ず中途解約される場合は解約日における当金庫所定の中途解約利率が適用となります。

※上記金利は初回満期日までの適用となります。初回満期日以降は、通常の店頭金利となります。

※取扱期間中であっても、金利情勢の変化によってお取扱を中止する場合がございます。

※商品説明書をご用意しております。詳しくは、お近くの玉島信用金庫までお気軽にお問い合わせください。

（注）新たな資金とは、「新たに当金庫へ預入された資金」もしくは「当金庫の普通預金や定期積金満期金から振替した資金」です。



https://www.shinkin.co.jp/tamashima-sk/



現在の金利はこちらから

たましん店舗一覧

玉島・船穂地区

本店営業部	倉敷市玉島1438	☎086-523-2111
長尾支店	倉敷市新倉敷駅前4丁目7番地	☎086-526-0313
西支店	倉敷市玉島中央町1丁目22番34号	☎086-522-3181
勇崎支店	倉敷市玉島勇崎1005-2	☎086-528-3355
富田支店	倉敷市玉島八島1876-5	☎086-525-1777
船穂支店	倉敷市船穂町船穂2915-5	☎086-552-4321

笠岡・浅口地区

笠岡支店	笠岡市四番町2-11	☎0865-62-4181
金光支店	浅口市金光町占見新田528-3	☎0865-42-2080
鴨方支店	浅口市鴨方町鴨方2085-2	☎0865-44-5755

倉敷・早島地区

倉敷支店	倉敷市老松町3丁目15-15	☎086-422-8311
水島支店	倉敷市神田2丁目3-37	☎086-446-4425
中庄支店	倉敷市松島1098-4	☎086-462-1300
西阿知支店	倉敷市中島1391-1	☎086-466-1311
早島支店	都窪郡早島町早島2020-6	☎086-482-0073
鶴形支店	倉敷市鶴形1丁目11-27	☎086-422-3511
笹沖支店	倉敷市笹沖405-9	☎086-422-5301
小溝支店	倉敷市中島2611-2	☎086-466-1021
八王寺支店	倉敷市八王寺町185-1	☎086-426-0432
古城池支店	倉敷市北畠5丁目22-37	☎086-456-2088
寿支店	倉敷市日ノ出町2丁目1-62	☎086-421-1200

<<商品概要>>

商 品 名	◇期間限定特別金利定期預金「ライフアップ」
販 売 対 象	◇個人の方（個人事業主の方を含みます）
期 間	◇定型方式 ◇1年・3年 ◇自動継続扱い（元金継続または元利金継続）のみ
預 入 方 法 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位 (4) 預 入 方 式	◇一括預入 ◇10万円以上990万円以下 ◇10万円単位 ◇通帳式および総合口座(窓口での預入れに限ります)
払 戻 方 法	◇満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 頻 度 (3) 計 算 方 法	◇固定金利 1年：スーパー定期1年もの店頭表示金利+0.10% 3年：スーパー定期3年もの店頭表示金利+0.10% 預入時の利率を初回満期日まで適用します。 初回満期日以後の適用利率は、預入期間に応じた継続日におけるスーパー定期預金の店頭表示利率となります。 ◇満期日以後に一括して支払います。 ◇1年：付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。 3年：付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6カ月毎の複利計算とします。
利 子 課 税	◇分離課税20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） *2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が上乘せされ、20.315%の税金がかかります。 ◇マル優の取り扱いができます。
中途解約時の取り扱い	◇満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率（少数点第4位以下切捨て）および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに払い戻します。預入期間3年は6カ月毎の複利計算とします。 (1) 預入期間1年の場合 A 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率 B 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50% (2) 預入期間3年の場合 A 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率 B 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40% C 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50% D 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60% E 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70% F 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×90%
満 期 日 以 後 の 利 息	◇満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	◇満期日以降の利率については、各支店の窓口または当金庫ホームページでご確認ください。
そ の 他	◇本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険制度により保護される他の預金と合算して預金者1人あたり、元本1,000万円までとその利息が保護されます。 ◇当金庫と初めてお取引される方は、運転免許証、マイナンバーカードなど、ご本人であることを確認できるものをご持参ください。 ◇取扱期間中であっても、金利情勢の変化によってお取扱を中止する場合がございます。

期間限定特別金利定期預金「ライフアップ」

(2025年4月1日現在)

1. 商品名	◇期間限定特別金利定期預金「ライフアップ」
2. 販売対象	◇個人の方（個人事業主の方を含みます）
3. 期間	◇定型方式 ◇1年・3年 ◇自動継続扱い（元金継続または元利金継続）のみ
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入形式	◇一括預入 ◇10万円以上990万円以下 ◇10万円単位 ◇通帳式および総合口座（窓口でのお預入に限ります）
5. 払戻方法	◇満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	◇固定金利 1年：スーパー定期1年もの店頭表示金利+0.10% 3年：スーパー定期3年もの店頭表示金利+0.10% 預入時の利率を初回満期日まで適用します。初回満期日以後の適用利率は、預入期間に応じた継続日におけるスーパー定期預金の店頭表示利率となります。 ◇満期日以後に一括して支払います。 ◇1年：付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。 3年：付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6カ月毎の複利計算とします。
7. 利子課税	◇分離課税20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） *2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が上乗せされ、20.315%の税金がかかります。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	◇マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	◇満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率（少数点第4位以下切捨て）および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに払い戻します。預入期間3年は6カ月毎の複利計算とします。 (1) 預入期間1年の場合 A 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率 B 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50% (2) 預入期間3年の場合 A 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率 B 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40% C 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50%

玉島信用金庫

	D 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 E 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 F 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合	約定利率×60% 約定利率×70% 約定利率×90%
11. 満期日以後の利息	◇満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。	
12. 金利情報の入手方法	◇満期日以降の利率については、各支店の窓口または当金庫ホームページでご確認ください。	
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 紛争解決措置	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または「たましん相談室」(9時～17時、電話:0120-06-1351)までお申し出ください。</p> <p>岡山弁護士会および東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置・運営する仲裁センター等で紛争を解決することも可能ですので、「たましん相談室」または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山弁護士会岡山仲裁センター(電話:086-223-4401) ・東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) ・第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588) ・第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249) <p>なお、お客様から各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫相談室または全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
14. その他	<p>◇本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます。</p> <p>◇取扱期間中であっても金利情勢の変化によって取扱いを中止する場合があります。</p>	